（計画変更命令）

第十八条の十八　都道府県知事は、前条第一項の規定による届出（第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

２　都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（特定建築材料の除去等の方法）

第十八条の十九　届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一　当該特定建築材料の建築物等からの除去　次に掲げる方法

イ　当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ　当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

ハ　ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二　当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理　当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

（作業基準の遵守義務）

第十八条の二十　特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

第二章の四中第十八条の三十五を第十八条の四十とし、第十八条の三十四までを五条ずつ繰り下げる。

第十八条の三十一第一項中「第十八条の二十七」を「第十八条の三十二」に改め、同条第二項中「第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十八第一項又は第十八条の二十九第一項」に改め、同条第三項中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同条を第十八条の三十六とし、第十八条の三十を第十八条の三十五とし、第十八条の二十九を第十八条の三十四とし、第十八条の二十八を第十八条の三十三とする。

第十八条の二十七中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に、「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の二十三第一項」に改め、同条を第十八条の三十二とする。

第十八条の二十六中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に、「第十八条の二十七」に改め、同条を第十八条の三十一とする。

第十八条の二十五第一項中「第十八条の二十三第一項又は」を「第十八条の二十八第一項又は」に、「第十八条の二十三第一項第四号」を「第十八条の二十八第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十八条の二十三第二項」を「第十八条の二十八第二項」に改め、同条を第十八条の三十とし、第十八条の二十四を第十八条の二十九とし、第十八条の二十三を第十八条の三十一とする。

第二章の三中第十八条の二十の次に次の五条を加える。

（作業基準適合命令等）

第十八条の二十一　都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

（下請負人に対する元請業者の指導）

第十八条の二十二　特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

（特定粉じん排出等作業の結果の報告等）

第十八条の二十三　特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

２　特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（国の施策）

第十八条の二十四　国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二十五　地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二十六条第一項中「若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者」を「、元請業者、自主施工者若しくは下請負人」に改め、「解体等工事の現場」の下に「、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場」を加える。

第二十七条第一項中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に、「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の二十三から第十八条の二十七まで」を「第十八条の二十八から第十八条の三十二まで」に改め、同条第二項中「第十八条の二十三又は第十八条の二十五」を「第十八条の三十一」に改め、同条第三項中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十四第一項」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六、第十八条の二十九第二項」を「第十八条の十八、第十八条の二十一、第十八条の三十一、第十八条の三十四第二項」に改め、同条第二号中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改める。

第三十三条中「第十八条の二十六又は第十八条の二十九第二項」を「第十八条の三十一又は第十八条の三十四第二項」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第三十三条の二第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「第十八条の十六、第十八条の十九」を「第十八条の十八、第十八条の二十一」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二項中「犯した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。